

善通寺市空家等実態調査業務 実施要領

1 目的

本要領は、本市が善通寺市空家等実態調査業務（以下「本業務」という。）の受託者をプロポーザルにて選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

善通寺市空家等実態調査業務

(2) 業務内容

別紙「善通寺市空家等実態調査業務 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

6,886千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 善通寺市指名停止等措置要領（平成元年善通寺市告示第17号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、資格要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に既定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員に該当しない者であること。
- (7) 善通寺市税に滞納のない者であること
- (8) 令和3年度から令和7年度の間、地方公共団体において同様の調査業務を受託した実績を有すること。

4 実施スケジュール(予定)

内容	日程
公募開始	令和8年4月15日(水)
参加表明書の提出	令和8年5月15日(金)午後5時まで
質問書の提出	令和8年5月15日(金)午後5時まで
質問書の回答	令和8年5月18日(月)午後5時まで
企画提案書等の提出	令和8年5月20日(水)午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年5月下旬(詳細は別途連絡)
選定結果の通知	令和8年5月下旬

5 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月15日(金)午後5時まで【必着】
- (2) 提出先 善通寺市生活産業部くらし支援課 多田 裕樹
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)
- (4) 提出書類 下記のア～オの書類 各1部

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 会社概要書(様式2)
- ウ 業務実績書(様式3)
- エ 協力会社概要書(様式4)

※ 本業務実施のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

- オ 業務実施体制(様式5)

6 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年5月15日(金)午後5時まで【必着】

- (2) 提出先
善通寺市生活産業部くらし支援課 多田 裕樹(電子メールによる)

- (3) 提出方法
質問書(様式6)に質問事項を記載し、電子メールにより提出すること。なお、受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和8年5月18日(月)を目途に、参加表明者全てに対して、電子メールにより回答する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7 企画提案書等の提出

(1) 記載内容

企画提案書等については、次の項目により作成することとし、提案内容を簡潔に表現し、作成すること。

ア 実施方針

- ・ 本業務の実施にあたって、空家等の実態を効率的かつ正確に把握できる調査手法を具体的に提案すること。
- ・ 周囲への影響・危険性を客観的かつ視覚的に評価できる「空家等実態調査票」を仕様書に記載された基準をもとに作成し、提案すること。

イ 実施スケジュール

詳細な実施スケジュールを作成するとともに、本市と受託者の役割を区分し提案すること。

ウ 調査データの効率的かつ効果的な管理・活用法について

本業務により収集したデータを、市が今後の空家等対策に利用する際、最大限活用できる管理方法やシステム等を具体的に提案すること。

エ 見積書（任意様式）

予算額を上限として見積書を提出すること。見積金額には、消費税及び地方消費税その他一切の経費を含むものとする。

(2) 提出期限 令和8年5月20日（水）午後5時まで【必着】

(3) 提出先 善通寺市生活産業部くらし支援課

(4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）

(5) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）、電子データ1部

(6) 注意事項

ア 正本には、鑑として企画提案提出書（様式7）を添付すること。

イ A4縦型横書き左綴じ、片面印刷最大8ページまでとすること。

ウ 日本語表記で10.5ポイント以上とし、文章を補完するために、必要に応じて概念図や表・イメージ図等を使用し、わかりやすく簡潔に記載すること。

エ 提案者を特定することができる内容（社名など）は、記載しないこと。また、プレゼンテーションにおいても同様とする。

8 選定方法

本業務の受託者については、審査基準に基づき、本市職員から構成される審査委員会において審査し、最も適切な事業者1者を選定する。

(1) 書類審査

提出書類を確認の上、審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング及び見積金額について、総合的な審査を行うため、次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。参加者は、提出した企画提案書に基づいて、20分以内でプレゼンテーションを行うこと。

ア 日時

令和8年5月下旬（詳細は別途通知する。）

イ 出席者

本業務を担当予定である管理責任者及び実務担当者とし、会場への入室は最大3名までとする。また、プレゼンテーションは、主たる実務担当者が必ず行うものとし、それ以外の者は不可とする。

(3) 審査結果

参加者全てに対して、文書にて審査結果を通知する。

9 契約の締結

評点が最も高かった者を最優先交渉権者とする。この者が契約に至らなかった場合は、次順位の者を契約締結候補者とする。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等の提出方法、提出期限等が本要領に適合しない場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を損なうような不誠実な行為があった場合

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 原則として、提出後の提出書類等の記載内容の変更を認めない。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 審査結果の異議申立ては認めない。

12 問い合わせ先

- (1) 住 所 〒765-8503 善通寺市文京町二丁目1番1号
- (2) 担 当 善通寺市生活産業部くらし支援課 多田 裕樹
- (3) 電 話 0877-63-6343
- (4) F A X 0877-63-6373
- (5) メール kurashi@city.zentsuji.kagawa.jp

審 査 基 準

項目		主な視点	配点
書類 審査	業務実績 (様式3・様式4)	事業者として本業務の実績があるか。	-
	実施体制 (様式2・様式5)	<ul style="list-style-type: none"> ・高い業務遂行能力が期待できる組織体制が確保されているか。 ・適切な人員配置及び役割分担となっているか。 ・本業務と同種又は類似業務の実績を有しているか。 ・様々な観点からの専門的な知見やアドバイザー等の役割を明確化しているか。 	-
プレゼン 審査	実施方針	本業務の実施にあたって、空家等の実態を効率的かつ正確に把握できる調査方法が具体的に示されているか。	15
		周囲への影響・危険性を客観的かつ視覚的に評価できる「空家等実態調査票」が具体的に示されているか。	15
	実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ現実的な実施スケジュールとなっているか。 ・本市と受託者の役割区分が明確に示されているか。 	15
	調査データの効率的かつ効果的な管理・活用法	本業務により収集したデータを、市が今後の空家等対策に利用する際、最大限活用できる管理方法やシステム等が具体的に示されているか。	25
	プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく、説得力のある説明であったか。また、熱意のある説明であったか。 ・業務内容を理解し、提案書の内容を補完する説明であったか。 	10
	見積書	見積金額を相対的に評価する。	20
合計			100

※審査委員一人あたり100点満点とし、100点×6人=600点満点で審査するもの。